

公立大学法人神戸市看護大学学長選考会議規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2022年11月10日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第7号

公立大学法人神戸市看護大学学長選考会議規程（2019年4月規程第42号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(審議事項)</p> <p>第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>ただし、学長が再任される可能性がある場合は、第3号の審議を第1号の審議に優先する。</u></p>

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。